本号で公布された法令のあらまし

◇登記手数料令等の一部を改正する政令（政令第二〇号）（法務省）

一　登記手数料令の一部改正関係

1　登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第一項及び第五項関係）

2　登記事項要約書の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第二項関係）

3　概要記録事項証明書の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第八項関係）

4　登記所の使用に係る電子計算機と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書等の交付の請求に関する手数料を改めることとし、当該証明書を窓口で交付する場合の手数料を定めることとした。（第三条第一項～第三項関係）

5　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う概要記録事項証明書の交付についての手数料を改めることとし、当該証明書を窓口で交付する場合の手数料を定めることとした。（第三条第四項第五号関係）

6　後見登記等に関する法律第一〇条の規定による登記事項証明書についての手数料を改めることとした。（第二条第九項、第三条第五項及び第四条第五号～第六号関係）

7　不動産登記法第一四九条第一項の規定による筆界特定書の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第九条第一項関係）

8　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料を改めることとし、当該証明書を窓口で交付する場合の手数料を定めることとした。（第一〇条第二項関係）

9　商業登記法第四九条第一項の規定による、本店の所在地を管轄する登記所を経由して行う支店の所在地においてする登記の申請についての手数料を改めることとした。（第一二条関係）

10　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による登記情報並びに地図等及び土地所在図等が記録されたファイルに記録されている情報の提供についての手数料を改めることとした。（第一三条第二号～第四号関係）

11　後見登記等に関する法律による登記の嘱託についての手数料を改めることとした。（第一四条～第一八条関係）

二　鉱害賠償登録令の改正関係

鉱害賠償登録簿の謄本又は抄本の交付についての手数料を改めることとした。（第八条第二項関係）

三　抵当証券法施行令の改正関係

抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付についての手数料を改めることとした。（第八条第一項関係）

四　登記手数料令等の一部を改正する政令（平成一二年政令第二五号）の一部改正関係

後見登記等に関する法律附則第二条第一項又は第二項の登記の申請についての手数料を改めることとした。（附則第二条関係）

五　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一号）（環境省）

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二二年法律第三一号）の施行期日を平成二三年四月一日とすることとした。

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第二二号）（環境省）

1　水質汚濁防止法第二条第四項に規定する指定物質を定めることとした。（第三条の三関係）

2　大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二二年法律第三一号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

3　この政令は、改正法の施行の日（平成二三年四月一日）から施行することとした。

政　令

登記手数料令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月十六日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二十号

登記手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十三条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）及び第四十九条第六項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第三項、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第二十一条第一項、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十一条第一項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第四項並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十四条第二項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（登記手数料令の一部改正）

第一条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項本文中「千円」を「七百円」に改め、同項ただし書中「十枚」を「五十枚」に、「千円」を「七百円」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改め、同条第二項ただし書中「五枚」を「五十枚」に、「百円」を「五十円」に改め、同条第五項本文中「千円」を「七百円」に改め、同項ただし書中「十枚」を「五十枚」に、「千円」を「七百円」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改め、同条第八項本文中「五百円」を「三百五十円」に改め、同項ただし書中「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改め、同条第九項第一号本文中「八百円」を「五百五十円」に改め、同号ただし書中「十枚」を「五十枚」に、「八百円」を「五百五十円」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改め、同項第二号中「四百円」を「三百円」に改める。

第三条第一項本文中「（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百七十円）」を「五百五十円（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百七十円）」に改め、同項ただし書中「十枚」を「五十枚」に、「七百円」を「五百五十円（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百七十円）」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改め、同条第二項及び第三項中「（当該書面の送付を求める場合に限る。）」を削り、同条第四項第五号本文中「五百円」を「三百円（当該概要記録事項証明書の送付を求める場合にあつては、三百二十円）」に改め、同号ただし書中「五枚」を「五十枚」に、「五百円」を「三百円（当該概要記録事項証明書の送付を求める場合にあつては、三百二十円）」に改め、同条第五項第一号中「四百九十円」を「三百八十円」に、「十枚」を「五十枚」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改め、同項第二号中「三百三十円」を「三百円」に改める。

第四条第五号中「四百四十円」を「三百二十円」に改め、同条第六号中「二百八十円」を「二百四十円」に改める。

第九条第一項本文中「千円」を「六百円」に改め、同項ただし書中「十枚」を「五十枚」に、「千円」を「六百円」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改める。

第十条第二項中「（当該印鑑の証明書の送付を求める場合に限る。）」を削り、「五百円」を「四百四十円（当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては、四百六十円）」に改める。

第十二条中「六百円」を「三百円」に改める。

第十三条第二号中「四百円」を「百七十円」に改め、同条第三号中「四百三十円」を「四百十円」に改め、同条第四号中「四百四十円」を「三百八十円」に改める。

第十四条第一項中「四千円」を「二千六百円」に改める。

第十五条第一項中「二千円」を「千四百円」に改める。

第十六条第一項中「四千円」を「二千六百円」に改める。

第十七条第一項及び第十八条第一項中「二千円」を「千四百円」に改める。